

# 岐阜県公報

## 目次

### 教育委員会規則

岐阜県立高等学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則	(教育総務課)	一
岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	(同)	一
岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則	(同)	二

号外 (16) 平成十九年四月一日

## 教育委員会規則

岐阜県立高等学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県教育委員会  
委員長 加藤 智子

岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県立高等学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十六年岐阜県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。  
附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県教育委員会  
委員長 加藤 智子

岐阜県教育委員会規則第六号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育研修課の項第二号中「岐阜県まるごと学園」を「教育委員会の情報政策の総合的な企画立案及び調整」に改め、同項第五号中「教育に係る」を削り、同表特別支援教育課の項第一号から第五号までの規定中「県立盲・聾・養護学校」を「県立特別支援学校」に改め、同項第六号中「県立盲・聾・養護学校」を「県立特別支援学校」に、「取り扱い」を「取扱い」に改め、同項第七号中「県立盲・聾・養護学校」を「県立特別支援学校」に改め、同項第十号中「特殊教育就学奨励」を「特別支援教育の就学奨励」に改め、同項第十四号中「県立盲・聾・養護学校」を「県立特別支援学校」に改め、同表社会教育文化課の項第五号中「の整備」を削り、同項第二十四号を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

（室の設置及び分掌事務）

第三条の二 スポーツ健康課に国体競技力向上室を置き、前条に規定する同課の分掌事務のうち、第十一号の事務を分掌させる。

第六条第一項を次のように改める。

本庁の課及び室に次の長を置き、事務職員をもつて充てる。

一 課長

二 室長

第六条第二項中「課長」の下に「又は室長」を、「その課」の下に「又は室」を加える。

第八条の九を削り、第八条の十を第八条の九とし、第八条の十一を第八条の十とし、第八条の十二を第八条の十一とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 加藤 智子

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第三項中「学芸部」を「学芸課」に改める。

第二条の四第三項中「美術館の部」の下に「及び課」を加え、同項の表中「学芸部」を「学芸課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 加藤 智子

岐阜県教育委員会規則第八号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「課長印」を「課長印」に改める。

第四条の表課長印の項中「課長印」の下に「室長印」を加える。

別表中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 室長印

教 会 印  
県 員 之  
阜 委 長  
岐 育 室

書 体 てん書  
寸 法 二十ミリメートル平方

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

平成十九年四月一日印刷  
平成十九年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社